報告第８号

専決処分事項の報告について（愛西市水道事業の設置に関する条例及び愛西市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法第１８０条第１項の規定により、愛西市水道事業の設置に関する条例及び愛西市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１２月１日提出

愛西市長　日　永　貴　章

＊　市長の専決処分事項の指定について

３　法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。

写

専決第５号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、愛西市水道事業の設置に関する条例及び愛西市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分する。

令和８年９月１７日

愛西市長　日　永　貴　章　愛知県愛西市長之印

愛西市水道事業の設置に関する条例及び愛西市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

（１）　愛西市水道事業の設置に関する条例（平成１７年愛西市条例第１３８号）第５条

（２）　愛西市下水道事業の設置等に関する条例（平成３０年愛西市条例第３１号）第７条

附　則

この条例は、公布の日から施行する。